

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構に出資することができる地方公共団体）</p> <p>第一条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「法」という。）第六条第三項の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一 首都高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市及びさいたま市</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（機構に出資することができる地方公共団体）</p> <p>第一条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「法」という。）第六条第三項の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一 首都高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市</p> <p>二・三 （略）</p>